

指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症対策について

指定自動車教習所においては、手洗い・うがいの励行、アルコール消毒やマスクの着用、施設・車両の換気等に努め、ご利用の皆様及び職員の健康管理に注意しながら、通常通り運転教習や高齢者講習等の業務を行っております。指定自動車教習所を利用される皆様においても、感染予防の観点から次の対策をお願いいたします。

- 37.5度以上の発熱があるなどの風邪の症状があり、体調不良であるような場合は、教習所にあらかじめ電話等でご相談いただき、予約している教習や講習のキャンセルを積極的に申し出るなどの対応をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により通常の更新手続きが困難な方のうち、運転免許証の有効期間の末日が令和2年3月13日～3月31日の間にある方については、警察署等において更新期限の延長などの手続きが行えるようになりました。詳しくは富山県警察本部運転免許センター（☎076-441-2211）又は最寄りの警察署へお問い合わせください。

令和2年3月16日

（一社）富山県指定自動車教習所協会